

なぜ保育料を払うの？

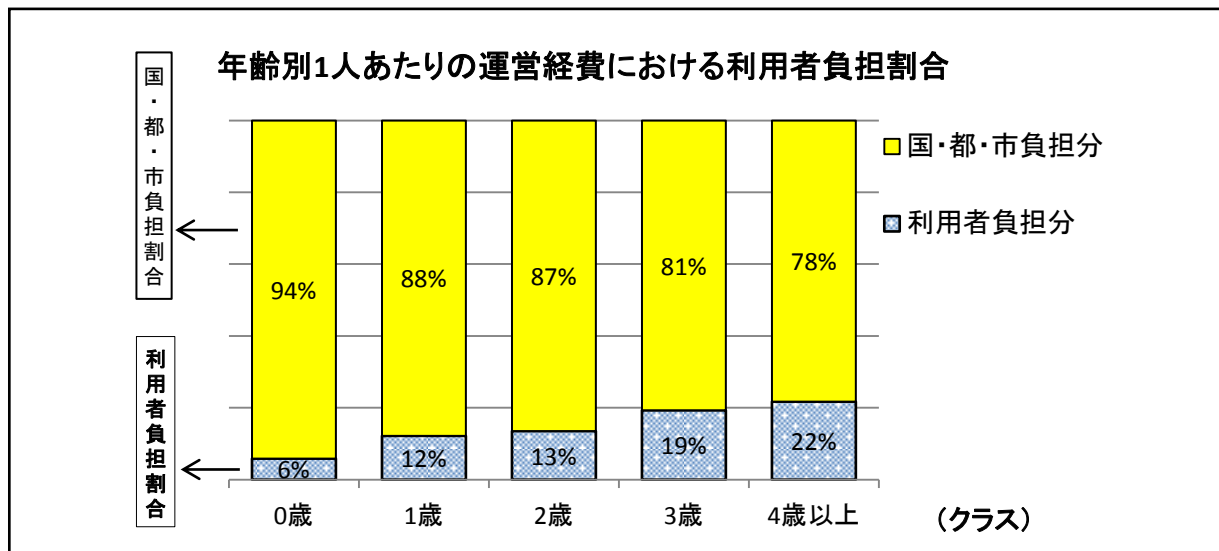
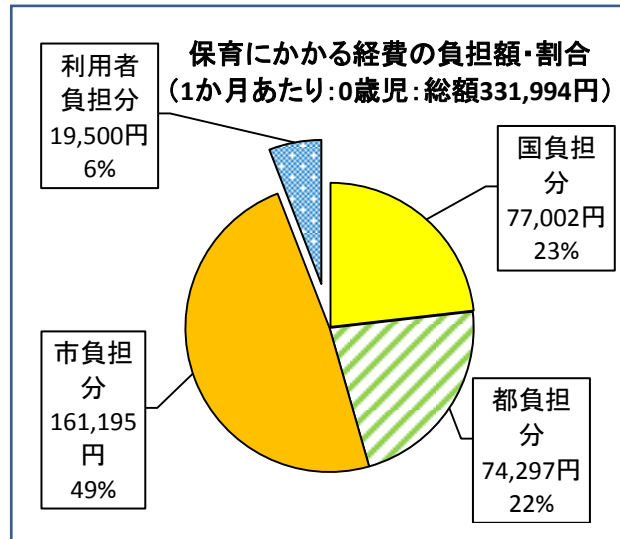
保育料は、保育園で日々保育を行う経費の一部を利用者の皆さんに負担していただくもので、よりよい保育環境を維持するために必要な費用となっています。

☆利用者の負担割合（参考 0歳児・定員120人の保育園）

お子さん1人が入園した場合の保育にかかる経費（運営経費）は月額331,994円(年間約398万円)、この中で皆さんに負担していただく保育料はD8階層に決定された場合、19,500円、経費に対する割合では約6%で、残りは国、都、市が負担しています。(平成28年度予算)

年齢別1人あたりの運営経費と利用者負担額
(例：D8階層とした場合の1か月の経費・円)

クラス	園児1人にかかる費用	国・都・市負担額	利用者負担額
0歳	331,994	312,494	19,500
1歳	159,910	140,410	19,500
2歳	144,450	124,950	19,500
3歳	81,140	65,440	15,700
4歳以上	72,380	56,680	15,700



本市では、厳しい財政状況ではありますが、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育料の決定について国の定めた基準額（保育料を決定できる上限の額）より保育料を約57%低減して決定しています。都内26市の平均は約51%の低減となっており、福生市は他市に比ベトップクラスの保育料の安さを維持しています（平成27年度実績）。

また、皆さんに納付いただいた保育料は、お子さんが保育園で楽しく安全な環境の中で過ごせるよう、保育士等の職員を配置すること（人件費）、保育園の施設を維持すること（維持管理費）、給食を提供すること（食材購入費）などに使われます。このように、保育料は保育園を継続して運営していくために大変重要な費用ですので、納期までに必ず納めていただきますようお願いいたします。

納付、納付に関する相談等がない場合には納期限内に納付された方との公平を保つため、法律の規定に基づく滞納処分として財産（給与、預金、不動産及び自動車など）を差し押さえ、滞納保育料に充てることになります。

なお、保育料は世帯の市民税所得割課税額等の合計により算定されています。16ページの「保育料表」をご参照ください。